

調査の名称	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査
調査の目的	店舗併用住宅等を除く世帯を対象に、家庭部門の詳細なCO ₂ 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的として実施するもの。
調査の対象	<p>(1) 地域：全国</p> <p>(2) 対象：店舗併用住宅等を除く 13,000 世帯（母集団数：約 5 千万世帯）</p> <p>(3) 選定の方法：本調査では、住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定の 2 つの方法によって調査対象世帯を選定した。</p> <p>ア 住民基本台帳から抽出された世帯（調査員調査） 調査市区町村を定めた上で、市区町村が管理する住民基本台帳から系統抽出法により選定した。</p> <p>イ インターネット調査モニターの世帯 民間事業者が保有するインターネット調査モニター（20 歳以上）から選定した。</p> <p>(4) 層設定：地方 10 区分、都市階級 3 区分の 30 層を設定した。 地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に 10 区分とした。また、インターネットモニター調査においては、調査対象世帯の都市部への偏りが懸念されるため、都市階級での層設定を行った。</p> <p>ア 地方（10 区分）</p> <p>北海道：北海道</p> <p>東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</p> <p>関東甲信：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県</p> <p>北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県</p> <p>東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</p> <p>近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</p> <p>中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</p> <p>四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p> <p>九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</p> <p>沖縄：沖縄県</p> <p>イ 都市階級（3 区分）</p> <p>① 都道府県庁所在市（東京都は区部）及び政令指定都市</p>

	<p>② 人口5万人以上の市</p> <p>③ 人口5万人未満の市及び町村</p> <p>※都市階級における市区町村の別は平成27年国勢調査による。</p>
調査事項	<p>(1) エネルギー使用量調査票 (4月)</p> <p>① エネルギー使用量及び支払金額 (電気、ガス、灯油、自動車用燃料)</p> <p>② 太陽光発電について (月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量)</p> <p>③ 世帯について (世帯員、平日昼間の在宅者)</p> <p>④ 住宅について (建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの窓の有無、HEMSの有無、蓄電システム及びコージェネレーションシステムの有無)</p> <p>⑤ 省エネ行動実施理由について</p> <p>(2) エネルギー使用量調査票 (4月を除く毎月)</p> <p>① エネルギー使用量及び支払金額 (電気、ガス、灯油、自動車用燃料)</p> <p>② 太陽光発電について (月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量)</p> <p>③ 属性変化等</p> <p>(3) 夏季調査票</p> <p>① 家電製品等について (テレビ・冷蔵庫・エアコン・照明等の使用状況、冷蔵庫・家電製品に関する省エネ行動、使用場所ごとの照明種類、照明に関する省エネ行動)</p> <p>② 夏季の給湯について (給湯器の種類、夏の入浴状況)</p> <p>③ コンロ・調理について (コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動)</p> <p>④ 車両について (自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動)</p> <p>(4) 冬季調査票</p> <p>① 暖房機器について (保有状況、使用状況)</p> <p>② 冬季の給湯について (冬の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動の実施状況)</p> <p>③ その他 (世帯年収)</p>
調査の時期	<p>(1) エネルギー使用量調査票：調査実施年度の4月から翌年3月までの毎月 (12か月間)</p> <p>(2) 夏季調査票：調査実施年度の8月末時点</p> <p>(3) 冬季調査票：調査実施年度の2月末時点</p>
調査の方法	<p>(1) 調査員調査</p>

	<p>対象：住民基本台帳から抽出された世帯</p> <p>配布：調査員による訪問で調査票を配布</p> <p>回収：調査員による訪問、郵送又は専用回答画面（オンライン）で調査票を回収</p> <p>調査体制：環境省－民間事業者－調査対象世帯</p> <p>(2) インターネットモニター調査</p> <p>対象：インターネット調査モニターの世帯</p> <p>配布：インターネット経由で調査票を配信</p> <p>回収：専用回答画面（オンライン）で調査票を回収</p> <p>調査体制：環境省－民間事業者－調査対象世帯</p>
--	---